

国際戦略総合特区の指定について

[総合特別区域の第一次指定申請の結果等]

国際戦略総合特区の名称	地方公共団体の名称	国際戦略総合特区の範囲	指定理由
アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区	岐阜県、各務原市、愛知県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村	各務原市、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市及び弥富市並びに愛知県西春日井郡豊山町及び海部郡飛島村の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）	総合特別区域評価・調査検討会による推薦内容が妥当と判断した

[指定申請に関するヒアリング（第三次評価）の結果]

総合特別区域評価・調査検討会において指定対象として推薦する理由

統合産業・ものづくり産業としての魅力が大きく、今後の航空機産業の拡大に際して直面する規制改革への取組を通じて成長産業の発展に寄与すると期待される。

[指定に伴う留保条件]

以下について、国際戦略総合特別区域計画に反映させて申請すること。

- ・申請内容に掲げた具体的数値目標の達成度合いを検証すること。

※ 首相官邸・地域活性化統合本部会合ホームページで公表された資料を基に、当地域協議会の事務局が作成。